

# 国保 (国民健康保険) とは

市民課 国民健康保険係 内線 221  
 収 納 係 内線 228

わたしたちの国では、すべての人が何らかの健康保険に加入することになっています。これを国民皆保険制度こくみんがいほけんせいどといいます。この制度があるので、不意な病気やけがのときでも、安心して医療が受けられるのです。

国保は健康保険の一つで、会社の健康保険などに加入していない人は国保に加入することになります。国保の手続きはすべて自分でしなければなりません。いざというときのためにも、国保について知っておきましょう。

## 国保に加入するとき、脱退するとき 市役所または連絡所へお届けください。

こんなとき	届け出に必要なもの	
国保に加入するとき ※1	ほかの市町村で国保に加入していた人が転入したとき	
	社会保険など会社の健康保険の資格がなくなったとき	健康保険の資格喪失証明書
	生活保護を受けなくなったとき	
	子どもが生まれたとき	保険証、印鑑、預金通帳
国保を脱退するとき	社会保険など会社の健康保険の資格ができたとき ※2	会社の保険証、国保の保険証
	国保に加入している人が転出するとき	保険証
	生活保護を受け始めたとき	保険証
	死亡したとき	保険証、印鑑、預金通帳
その他届け出が必要なとき	住所(転居)、世帯主、氏名が変わったとき	保険証
	保険証をなくしたり、汚したりしたとき	本人確認できるもの(運転免許証など) 汚した場合はその保険証
	子どもが学校へ入学し、別の保険証が必要になったとき	保険証、在学証明書(学生証)
	何らかの理由で一時的に自宅を離れるとき	保険証

※1 国保に加入するときは14日以内に届け出をしてください。14日を超えてから届け出をすると、届け出日前に医療機関でかかった費用は、やむを得ない理由がない限り全額自己負担となります。また、届け出が遅れると、保険料も国保に加入する日にさかのぼって納めることになります。

※2 国保とほかの健康保険はつながりがないので、自動的に国保を脱退したことにはなりません。会社で新しい健康保険証を受け取られたら14日以内に国保の脱退届をしてください。